

平成29年3月14日

第80回 神戸市個人情報保護審議会

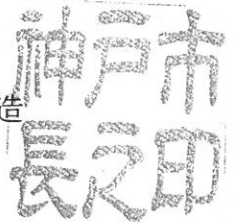
フレイル健診の対象者の拡大に伴う
住民基本台帳情報の利用について

(保健福祉局)

神市参区第2262号
平成29年3月14日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部区政振興課

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

昭和27年4月1日から昭和28年3月31日生まれの市民にかかる下記の情報

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

郵便番号

住所（漢字）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

神保高国第4103号
平成29年3月8日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

昭和27年4月1日から昭和28年3月31日生まれの市民にかかる下記の情報

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

郵便番号

住所(漢字)

氏名(漢字・カナ・アルファベット)

通称名(漢字・カナ)

生年月日

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について

1 趣旨・概要

平成29年1月より、65歳（昭和26年4月1日～昭和27年3月31日生）の神戸市国民健康保険加入者を対象に、フレイル健診を実施しているが、平成29年4月からは、対象者を65歳（昭和27年4月1日～昭和28年3月31日生）の全市民に拡大して実施する。また、事業の周知を図るため、住民基本台帳情報を利用し、フレイル健診の案内を送付する。

*フレイル健診について

健康寿命の延伸に向け、運動・栄養・口腔・認知などに関する質問票への回答、握力などの計測により、心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルを早期に発見し、生活習慣の見直しを促すことを目的とし、特定健診集団健診会場や調剤薬局などで実施。

回収した回答・各種計測結果は、フレイル健診システムに入力し、将来要支援、要介護の認定を受けるリスクについて分析し、結果を郵送などで、本人へ返却している。

なお、フレイル健診の実施に係る電子計算機処理については、第78回個人情報保護審議会（平成28年12月27日）へ諮問し、妥当である旨の答申をいただいている。

2 実施方法

(1) 対象者の抽出方法

住民基本台帳システムから電子記録媒体（USBメモリ）にて、昭和27年4月1日から昭和28年3月31日生まれの住民基本台帳情報を受け取る。

(2) フレイル健診対象者への案内送付管理

国保年金医療課のフレイル健診システムにおいて、住民基本台帳情報からリストを作成しフレイル健診対象者に対する案内の送付の管理を行う。

(3) 対象者データの処理及び対象者への案内送付

対象者データの入った電子記録媒体（USBメモリ）を、印刷業者に渡し、印刷業者において、案内及び封筒の作成を行い封入封緘の上送付する。

3 効果

住民基本台帳情報を利用することにより、案内送付対象者を的確かつ迅速に特定することができる。また、この案内を実施することにより、受診者の増加

が見込まれ、市民の健康増進・健康寿命の延伸につなげることができる。

4 実施計画

平成 29 年 4 月	フレイル健診対象者の拡大 住民基本台帳テストデータ受け取り
平成 29 年 5 月	住民基本台帳情報の受取り 印刷業者において案内の作成等
平成 29 年 6 月	対象者へ案内チラシ送付予定

5 案内送付対象者数 約 20,000 人

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

また、案内の作成、封入封緘、送付等の外部委託業者についても、契約に基づき個人情報の適正な取り扱いを徹底させる。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたってはUSBトークンとID、パスワードによる二要素による認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② データの処理は、外部インターネットと切り離されたスタンドアロンPC上で行い、外部からの不正アクセス防止、並びに定期的なウイルス定義パターンファイルの更新によりコンピュータウィルスからの感染防止措置が図られている。

(2) 運用上の保護

- ① 住民基本台帳情報データの受領に当たっては、ファイルにパスワードを設定した電子記録媒体（USBメモリ）を直接手渡しすることとし、受払い簿により、経緯を記録して適切に管理する。また、委託業者へのデータ提供時についても同様とする。
- ② 端末機へのデータ保存については、ハードディスクにパスワードを設定して保存する。また当該パスワードは定期的に変更する。
- ③ 電子記録媒体は、施錠可能な金庫などに保管し、保存する必要がなくなれば速やかにデータを消去し、記録の内容を復元できない状態にする。
- ④ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について

